

国民健康保険税額をお知らせします

「平成25年度国民健康保険税の納税通知書」を、7月中旬に世帯主宛に郵送します。
 ※世帯主が社会保険等にご加入の場合でも、同じ世帯に国保に加入している方がいる場合には、世帯主名義で通知します。
 平成25年度の保険税額・限度額は、昨年度と同様となります。【表1参照】

離職された方は国保税が軽減されます

平成21年3月31日以降に、倒産、解雇、雇い止めなどで離職し、国民健康保険に加入された方については、前年の給与所得を100分の30として所得割が算定されます。軽減を受けるには申請が必要となりますので、市民課国保医療担当窓口で手続きをしてください。

■対象となる方

- 次の①～③の全ての条件を満たす者
- ①平成21年3月31日以降に離職した方
 - ②離職日現在で65歳未満の方
 - ③雇用保険の失業等給付を受ける方で、雇用保険受給資格者証の「離職理由」が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」に該当する方

【表1】平成25年度の税率・限度額

	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	7.0%	25.0%	24,700円	21,200円	510,000円
後期高齢者支援金分	2.7%	7.0%	7,900円	8,600円	140,000円
介護分	2.5%	7.0%	9,500円	7,200円	120,000円

※介護分は、40歳以上65歳未満の方のみ

格者証の「離職理由」が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」に該当する方
■申請に必要なもの
 ・雇用保険受給資格者証
 ・印鑑
 ※保険税にはその他の減免制度もあります。詳しくは、お問い合わせください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

国民健康保険に加入している方に発行している「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。

8月以降も認定証が必要な場合は、8月中に市民課国保医療担当窓口で更新手続きをしてください。

■申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・印鑑
- ・過去1年間の入院日数が90

それいけ！オレンジガール 第11回

あなたひとりではありません。ひとりでは抱え込まないで...



家族が認知症という病により、以前のように生活ができなくなることは、認知症の方ご自身にも、家族にとっても大変でつらいことかもしれません。また、認知症という病気については、未だに偏見がなくならず、誰にも相談できずに介護の悩みを抱え込んでしまわれる方もいると思います。

今年二十周年を迎えます。この会は、平成5年に「痴呆性老人を支える会」として設立されたことに起因し、現在にいたっています。

■どんな活動をしているの？

認知症になっても安心して暮らせる社会を目指し、認知症への正しい理解を広め、福祉の増進を図ることを目的に活動しています。

学習機会としての講演会や研修会、施設見学、親睦を深め、情報交換の場となる交流会等の開催のほか、相談活動、機関紙の発行、普及啓発活動なども随時行っています。

■「虹の会」とは？

公益社団法人 認知症の人と家族の会 山梨県支部「あした葉の会」の峡北地域会です。

また、出かけたきり家に帰れなくなってしまう、高齢者の生命の安全を守る「おかえりマーク」の普及や、「認知

日を超える場合は、入院日数の確認できる医療機関発行の領収書等（住民税非課税世帯のみ）

■お問い合わせ・お申し込み

市民課国保医療担当
 (内線127-129・137)

症サポーター養成講座」の講師役も務めています。

虹の会の会員数は43人ですが、「認知症の人と家族の会」の山梨県支部として約550人、全国には約一万人の会員がいます。

介護中の人や、介護経験者の他にも、福祉、医療、保健に関わる専門職の方々も共につどい、語り、励まし合い支え合って活動しています。

虹の会は、入会をしなくても、介護経験者が介護の悩みを聞いてくれます。つらくないから一人で抱え込まず、介護者の思いを理解してくれる方たちにまずは相談してみませんか？

■お問い合わせ

*虹の会 ☎22-10366
 *もの忘れ相談センター
 (保健福祉センター内)
 ☎23-4464